

『平成27年度税制改正大綱（5）ジュニアNISA創設』

本改正では、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金を確保することが課題であるという観点から若年層へ投資のすそ野の拡大を図るための制度「未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）」の創設が目玉の1つとなった。同制度は未成年者口座に設けた非課税管理勘定・継続管理勘定において、設定期間内に支払を受けるべき上場株式等の配当等、及び当該期間内に譲渡した上場株式等の譲渡所得等について所得税を非課税とすることで、若年層の投資を促すもの。

【非課税管理勘定】設定期間は、設定日が属する年の1月1日以後5年を経過する日まで。平成28年から35年までの各年に設けることができ、毎年80万円を上限に、新たに取得した上場株式等及び同一の未成年者口座の他の非課税管理勘定から移管される上場株式等の受け入れが可能。

【継続管理勘定】設定期間は、設定日から未成年者口座の開設者がその年1月1日において20歳である年の前年12月31日まで。平成36年から40年の各年に設けることができ、毎年80万円を上限に、同一の未成年者口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等の受け入れが可能。

なお従来のNISAでは、非課税管理勘定に受け入れられる上場株式等の取得対価の額の上限を120万円に引き上げる。

『意外と発生しやすい 労災保険の業種間違い』

労働者災害補償保険の届け出の際、実際の業務とは異なる業種で届け出ている企業がある。また、届け出た時点では適合していたものの、その後の業種の変更等により現状と合っていない企業も散見される。



当然のことながら、労災の保険料率は業種ごとの事故率等を加味して定められている。そのため誤った業種での届け出には問題がある。

たとえば、清掃業であるにも関わらず、より保険料率の低いビルメンテナンス業として届け出るような企業があるが、これは完全な違法行為だ。特に保険料負担を避けるために意図的に実態と合わない届け出をしたとなれば、その悪質性も問われることになるだろう。清掃業の保険料率は13/1000、ビルメンテナンス業は5.5/1000で倍以上違うからだ。

一方で、以前は清掃業を行っていたが、その後ビルメンテナンス業に業種を変更するケースもある。そのような時は現状に合った業種での申告をしないと保険料を余計に支払うことになりかねない。製造業から仲介業、コンサルタント業への変更なども行われることがあるが、そのようなケースでも同様だ。労働保険の申告書を見直し、正しい保険料率での申告をしているかチェックしてみてはいかがだろうか。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。